平成 20 年度事業計画

社団法人 日本シヤッター・ドア協会

はじめに

建築物は、経済活動や個人の生活を支える拠点として、求められている性能は多岐にわたっている。シャッター及びドアは、建築物における防犯等の管理性能及び防火等の防災性能を担う重要な役割を担っている。当協会は、昭和 39 年に社団法人日本シヤッター工業会として設立以来、シャッター及びドアの性能向上を通じて建築技術の向上に貢献し、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきた。

わが国の経済環境は、前年度において米国の低所得者向け住宅融資の焦げ付きに起因する国際的な金融不安の波及に加えて建築基準法の運用厳格化に伴って建築工事の減少が生じていた。さらに年度末には世界的な資源不足の展望の下シャッター及びドアの中枢資材である鋼材の価格引き上げが示された。当協会会員の企業経営についいては一段と厳しい環境の到来が展望される中、次に述べる状況を踏まえて、当協会会員の業務がより高い社会への使命を帯びつつあることを認識して一層の努力を重ねていく決意を新たにするものである。

当協会会員が供給してきたシャッターやドアの社会におけるストックは既に膨大なものとなっている。当協会の公益活動の目的が冒頭に述べたシャッター及びドアの性能向上を通じて建築技術の向上に貢献することにあることから、社会に存在しているシャッターやドアを健全に機能させることは安全で安心できる社会の形成の観点から当協会会員の使命であり、当協会の主要な公益活動である。また平成 20 年 12 月には、新たな公益法人制度の施行が予定されており、当協会の公益活動をさらに充実して公益社団法人への円滑な移行を達成することを目的として前年度に準備した公益社団法人移行特別委員会の活動を本格化させるべき状況にある。

平成 18 年度から同 19 年度において当協会は、シャッター及びドアにかかる点検の法制化のための推進本部を設けて活動してきた。その反映の第一段階として防火シャッター等の防火設備の点検を建築基準法第12条第１項の指定特殊建築物の定期報告事項とする改正がこの4月１日に公布された。さらなる制度上の改正が必要なこともこの間理解されてきており、引き続き具体的な制度上の改善等を提案推進することが求められている。

以上から、平成 20 年度において当協会は下記を重点方針として第一章に述べる定常的事業及び第二章に述べる特別事業を推進する。

ア、新たに供給するシャッター及びドアの品質や性能をより信頼されるものとすること
イ、シャッター及びドアにかかるユーザー（建築主及び利用者）のニーズを的確に捉えて十分な対応をすること
ウ、協会及び会員の業務が社会からより高く評価されるよう努めること
エ、シャッター及びドアの点検を広く普及すること

第一章　定常的事業

調査研究事業

シャッター、ドアに関する社会の新たなニーズの状況を把握し、これに対応すべき材料、品質規格、製造法並びに工法、使用及び維持管理の水準を明らかにすることを目的として以下の調査研究を行う。

- オーバーヘッドドアの断熱、遮音の試験基準
- 防犯用新製品の認定基準の策定
- シャッター、ドアを総合したＰＬガイドラインの作成
- 海外先進情報の収集

普及事業

調査研究事業の成果を資料化して公表する。会員ほか関係者に配布、提供する。本年度においては、次の資料を改訂し、普及を図る。

- シャッター、ドア関連用語集（仮称）
- オーバーヘッドドア技術標準
- 改正定期報告制度におけるシャッター、ドアの点検等について（仮称）
- 高速シートシャッターの安全に関するガイドライン及び技術標準
- シャッター、ドアを総合したＰＬガイドラインの刊行
- 耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術標準
- シャッター及びドアに関する専門書を刊行頒布

評定登録事業

所定の性能であるシャッター又はドア及び所定の能力を備えたシャッターの保守、検査を行う技術者について、下記の認定等を行い、登録を行う。また、これらについて所定の証紙等を発行するとともに新たなニーズに対応した運用基準等を検討する。

- 遮炎・遮煙性能防火戸（CAS）の承認
- 連動機構・装置等自主評定
- 防犯性の高い建物部品の自主管理認定
- 保守点検専門技術者の認定
- 検査員資格者の認定

上記中連動機構・装置等自主評定は（社）日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で、また防犯性の高い建物部品については警察庁等で組織する官民合同会議に参画して実施する。

講習・研修事業

評定登録事業に関連する次の講習を行う。

- 保守点検専門技術者講習
- 検査員資格者講習

契約等適正化事業

シャッター及びドアに携わる者の資質を向上させ、施工、修理及び点検の業務の適正化に

資する次の研修を行う。なお、資材高騰等により会員の業務が健全に行われない危険が大きい場合において記者会見等必要な対外的活動を行う。

- ドア標準納まり図研修
- 工事見積もり条件等研修

運営管理事業

定款に定める公益目的に即した活動を推進するため、会員の拡充と意思疎通を図り、組織の意思決定を的確に行うとともに関連する諸団体や行政機構と提携して協会活動を活性化するため下記を行う。

- 総会、理事会その他運営上必要な委員会の定期的開催
- 事故報告制度の拡充
- 支部活動による自主研修等を通じた会員の業務水準の向上
- 建設業総合相談受付窓口業務（シャッター等鋼製建具工事）
- 会員の社会的責任のあり方の啓発
- シャッター、ドア工事危険予知訓練テキストの刊行
- その他関連団体の公益的行事等への協賛

上記中、事故報告制度については、公益性の高い資料提供・普及事業への移行を検討する。

第二章　特別事業

シャッター・ドア等点検法制化事業

平成 19 年度におけるシャッター･ドア点検制度検討委員会による検討結果及び建築基準法第 12 条第一項に基づく定期報告制度の改正を踏まえ､点検に関する業務のあるべき姿を実現するため、関係業界を含む社会一般の理解の浸透を図るとともに類似する装置等の業界に協力を要請し､関係行政当局に制度の充実を求めていく｡具体的には､以下の事項を推進する。

- 倫理綱領、業務指針等並びに各種のシャッター、ドアの点検基準の整備
- 保守点検専門技術者及び検査員資格者の改正定期報告制度による資格への移行準備
- 点検を踏まえたシャッター、ドア及び関連する部分の納まり等の標準化
- 点検方法を明確にしたシャッター､ドア及び関連する部分の取扱説明書（管理者向け）
- 行政当局によるパイロット点検調査への協力

公益社団法人移行事業

新公益法人制度の施行・適用を契機として当協会の公益活動を充実するため、公益社団法人移行特別委員会により下記を検討し、基本的な運営方針を定める。

- 今後重点を置くべき公益活動のあり方
- 新公益法人制度に照らし、整備充実が必要な協会組織
- 新公益法人制度に照らし、定款その他の規程の望ましい改善

第一章及び第二章の事業を遂行するため､平成 20 年度当協会においては､必要に応じて学識者、関連行政担当者、関連業務団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織するとともに各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備する。

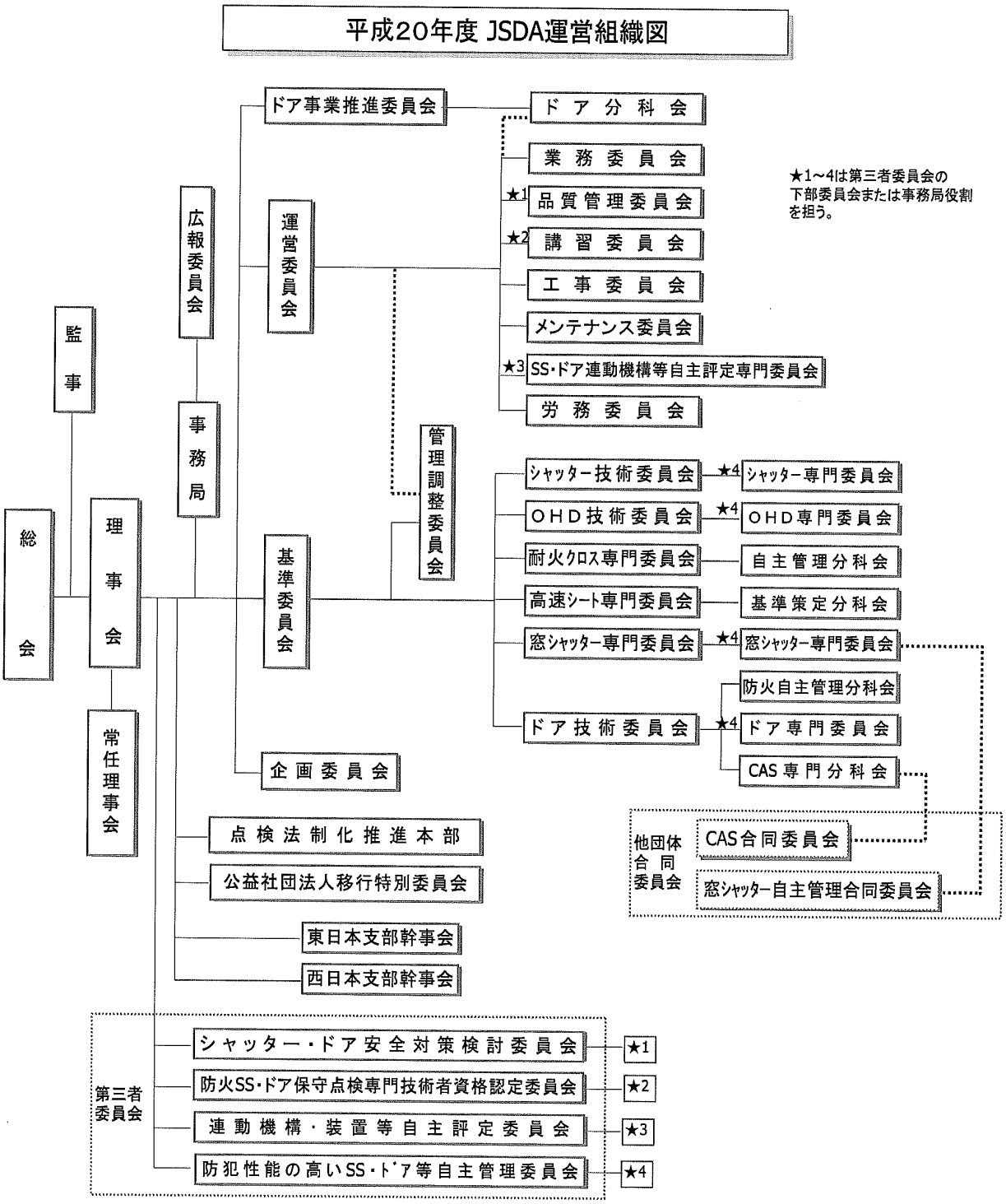

〈平成 20 年度事務局体制〉

- 事務局長（栗原）　　会員対応、広報、（国交省）
- 管理部長（水島）　　ドア事業、防犯事業、（警察庁）（経産省）（日本サッシ協会）
- 技術第一部長（古川）　講習会事業、工事系委員会事務局、（火災報知機工業会）
- 技術第二部長（宿谷）　安全対策（事故報告制度窓口）、ＣＡＳ、技術系委員会事務局
- 事務担当（大谷）　　経理、総務等事務全般及び会員窓口